

墨田区特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表 特別保育料 1 延長保育				別表 特別保育料 1 延長保育			
各月初日の保育 児童の属する世 帯の階層区分	月 額			各月初日の保育 児童の属する世 帯の階層区分	月 額		
	4 歳 以上児	3 歳児	3 歳 未満児		4 歳 以上児	3 歳児	3 歳 未満児
A 階 層	0円	0円	0円	A 階 層	0円	0円	0円
B 階 層	200円	200円	200円	B 階 層	200円	200円	200円
C 階 層	第 1 階 層	800円	800円	800円	第 1 階 層	800円	800円
	第 2 階 層				第 2 階 層		
	第 3 階 層				第 3 階 層		
D 階 層	第 1 階 層	1,100円	1,100円	1,100円	第 1 階 層	1,100円	1,100円
	第 2 階 層				第 2 階 層		
	第 3 階 層				第 3 階 層		
	第 4 階 層	1,500円	1,500円	1,700円	1,500円	1,500円	2,100円
	第 5 階 層			2,100円			
	第 6 階 層			2,300円			
	第 7 階 層	1,700円	1,700円	2,500円	1,700円	1,700円	2,500円
	第 8 階 層	1,800円	1,900円	2,700円	1,800円	1,900円	2,700円
	第 9 階 層	2,000円	2,000円	2,900円	2,000円	2,000円	2,900円
	第 1 0 階 層			3,100円			
	第 1 1 階 層			3,300円			
	第 1 2 階 層	2,100円	2,500円	3,400円	2,100円	2,500円	3,800円
	第 1 3 階 層			3,600円			
	第 1 4 階 層			3,800円			
	第 1 5 階 層	2,200円	2,600円	4,000円	2,200円	2,600円	4,000円
	第 1 6 階 層			4,100円			
	第 1 7 階 層			4,300円			
	第 1 8 階 層	2,200円	2,600円	4,700円	2,200円	2,600円	4,700円
	第 1 9 階 層			5,200円			
第 2 0 階 層	5,700円						
第 2 1 階 層			6,100円			6,100円	
備考 1 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。  2・3 〔略〕 2～6 〔略〕				備考 1 年度の初日の前日における児童の年齢によりこの表を適用する。 <u>ただし、年度の途中で入所した児童については、入所した年度に限り、入所時における年齢によりこの表を適用する。</u>  2・3 〔略〕 2～6 〔略〕			

付 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表（1延長保育の部に係る部分に限る。）の規定は、平成24年4月分以後の特別保育料から適用し、同年3月分以前の特別保育料については、なお従前の例による。